

農地の転用には申請が必要です

問い合わせ

本庁 産業課川根茶係 ☎ (56) 2226

総合支所事業課農林事業係 ☎ (58) 7076

## ◆農用地区域の除外手続きについてお知らせします。

町では農用地として利用すべき土地に対して、農業振興地域整備計画の中で農用地区域を指定し、農業の健全な発展のため必要な施策を集中的に行っています。

このため農用地区域に該当する農地を転用するときには、農用地区域からの除外の申請が必要です。

### ■農用地区域変更申請受付期間

平成18年11月1日（水）～平成18年11月30日（木）

### ■農用地区域とは

農用地区域とは、町がおよそ10年間を見通して、農用地として利用すべき土地に設定するものです。農用地区域は町が策定する農業振興地域整備計画の中で農用地利用計画として定めることにより設定されます。

### ■農用地区域内の農地を転用するには申請が必要です

農用地区域内の農地を住宅などに転用するためには、農用地区域の除外が必要です。またその上で、町農業委員会に申請し、農地法による転用許可を受ける必要があります。

### ■農用地区域の除外要件

農用地区域からの除外には、次の4つの条件をすべて満たすことが必要です。

- 農用地区域以外の土地では、代替すべき土地がないこと。
- 農用地の集団化、農作業の効率化など、農用地区域の利用上の支障が軽微であること。
- 農用地区域内の土地改良施設のもつ機能に支障を及ぼすおそれがないこと。
- 土地基盤整備事業完了後8年を経過しているものであること。

### ～～農用地区域の除外手続き～～

農用地区域内の農地について転用を希望する場合の手続きは次のとおりです。

#### ① 変更事由の発生

農用地区域内の農地について転用を希望する場合は、役場に農用地区域除外の申請をします。（申請ができる期間は決まっています。）

#### ② 農用地利用計画変更案の作成

町では、申請者をはじめ関係権利者の意向と農業振興上の農地の必要性などを勘案して、農用地利用計画の変更案を作成します。

#### ③ 公告・縦覧

町は、作成した農用地利用計画変更案を公告し、その後30日間縦覧します。

#### ④ 県知事へ許可申請

町は、計画縦覧後15日間の異議申出期間内に申し出がなければ、県知事に農用地利用計画の変更案許可申請を行い、許可を受けます。

#### ⑤ 農業振興地域整備計画の公告・縦覧

町は許可を受けた後、地域住民に対し農業振興地域整備計画の変更を知らせるための公告をします。

#### ⑥ 除外を行う旨の通知

町は、農業振興地域整備計画の変更を公告する際、申請者に申請地を農用地区域から除外する旨を通知します。この後、申請者は町農業委員会に対して農地転用許可申請を行い、県知事の許可を受け、はじめて農地の転用ができます。

詳細は、上記問い合わせ先までお電話ください。

## 町有財産（土地・建物）の競売を行います

本庁総務課財政係 ☎ (56) 2220

### ■ 物件1 元奥泉教員住宅

- 建物 木造平屋建 49.11㎡ × 2棟
- 土地 奥泉字松場385番地の1外 宅地 約400㎡

※1棟のみでも、2棟全部でも売却可能です。ただし、1棟のみの場合は、土地の分筆登記が必要になり、分筆登記費用が購入者負担（購入者2人の折半）となります。

### ■ 物件2 元中川根中学校教職員住宅用地

- 土地 上長尾字南972番地の2外 宅地 945.44㎡  
(台帳地積)

■ 申し込み受付：11月20日（月）～30日（木）

詳しい内容は、本庁総務課までお問い合わせください。